



発行 新潟県

号外 1

平成25年12月27日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 43 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(行政改革推進室)
- 44 県から市への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例(行政改革推進室)
- 45 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)
- 46 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例及び新潟県災害救助条例の一部を改正する条例(防災企画課)
- 47 新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(高齢福祉保健課)
- 48 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例(産業振興課)
- 49 新潟県水源地域の保全に関する条例(治山課)
- 50 新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(道路管理課)

## 本号で公布された主な条例のあらまし

## ◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第43号）

## 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち新潟県社会教育委員の委嘱の基準に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

- (1) 新潟県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例（第1条関係）
- (2) 新潟県青少年問題協議会設置条例（第2条関係）
- (3) 新潟県固定資産評価審議会条例（第3条関係）
- (4) 新潟県土地利用審査会条例（第4条関係）
- (5) 新潟県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等を定める条例（第5条関係）
- (6) 新潟県留置施設視察委員会条例（第6条関係）

## 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

## ◇県から市への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第44号）

## 1 県から市への事務の移譲

地方自治法等の規定による事務処理の特例制度に基づく市への事務の移譲に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。

- (1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第1条関係）
- (2) 新潟県屋外広告物条例（第2条関係）
- (3) 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（第3条関係）
- (4) 新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第4条関係）

## 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成26年4月1日から施行することとしました。

## ◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第45号）

## 1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料月額を改正することとともに、大規模災害からの復興に関する法律の規定に基づき、他の地方公共団体等から派遣された職員に対し、災害派遣手当を支給することとしました。（第1条関係）

## 2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、市町村立学校職員の給料月額を改正することとしました。（第2条関係）

## 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給料月額を改正することとしました。（第3条関係）

## 4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付職員の給料月額を改正することとしました。（第4条関係）

## 5 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成26年4月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（新潟県条例第47号）

## 1 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準

介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定めることとしました。(第3条～第34条関係)

## 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例（新潟県条例第48号）

## 1 超微小硬さ試験に係る手数料の新設

薄膜硬度計の設置に伴い、薄膜硬度計を使用する超微小硬さ試験の依頼に係る手数料を新たに規定することとしました。(別表関係)

## 2 施行期日

この条例は、平成26年1月4日から施行することとしました。

## ◇新潟県水源地域の保全に関する条例（新潟県条例第49号）

## 1 目的

この条例は、水源地域の保全に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、土地所有者等及び事業者の責務を明らかにするとともに、水源地域における土地所有権等の移転等について事前届出制度を設けること等により、森林の有する水源涵養機能の維持増進に寄与することを目的とすることとしました。(第1条関係)

## 2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、水源地域の保全に関する施策を効果的に推進するものとする事としました。(第4条関係)

## 3 県民の責務

県民は、基本理念にのっとり、水源地域の保全に対する理解を深め、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする事としました。(第5条関係)

## 4 土地所有者等及び事業者の責務

土地所有者等及び事業者は、基本理念にのっとり、水源地域の保全に支障を及ぼさないように土地を利用するとともに、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする事としました。(第6条関係)

## 5 土地所有権等の移転等の届出

土地所有者等は、水源地域における土地所有権等の移転又は設定をする契約を締結しようとするときは、契約を締結しようとする日の30日前までに、契約の当事者の氏名等を知事に届け出なければならないこととしました。(第10条関係)

## 6 その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

## 7 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (2) 県から市への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (4) 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例及び新潟県災害救助条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例
- (6) 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例
- (7) 新潟県水源地域の保全に関する条例
- (8) 新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

平成25年12月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

---

新潟県条例第43号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例(昭和24年新潟県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 <u>委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから新潟県教育委員会が委嘱する。</u>	
第3条 (略)	第2条 (略)
第4条 (略)	第3条 (略)
第5条 (略)	第4条 (略)

(新潟県青少年問題協議会設置条例の一部改正)

第2条 新潟県青少年問題協議会設置条例(昭和28年新潟県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(組織)	(組織)
第3条 <u>協議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員をもつて組織する。</u>	第3条 <u>協議会の委員の構成は、次のとおりとする。</u>
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) <u>国の青少年関係行政機関及び青少年関係施設の職員</u> 4人以内	(6) <u>国の青少年関係行政機関の長</u> 4人以内
(7) <u>学識経験がある者</u> 18人以内	(7) <u>国の青少年関係施設の長</u> 2人以内
2・3 (略)	(8) <u>学識経験がある者</u> 15人以内
4 <u>協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。</u>	2・3 (略)
5 <u>会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</u>	4 <u>会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</u>
6～9 (略)	5 <u>協議会に副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。</u>
	6～9 (略)

(新潟県固定資産評価審議会条例の一部改正)

第3条 新潟県固定資産評価審議会条例(昭和37年新潟県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第 1 条</b> この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第401条の2第5項</u>の規定に基づき、新潟県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p><b>第 1 条の2</b> <u>審議会は、委員12人以内で組織する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第 1 条</b> この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第401条の2第6項</u>の規定に基づき、新潟県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。</p>

(新潟県土地利用審査会条例の一部改正)

**第 4 条** 新潟県土地利用審査会条例（昭和49年新潟県条例第47号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 1 条</b> (略)</p> <p><u>(組織)</u></p> <p><b>第 1 条の2</b> <u>審査会は、委員7人以内で組織する。</u></p>	<p><b>第 1 条</b> (略)</p>

(新潟県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等を定める条例の一部改正)

**第 5 条** 新潟県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等を定める条例（平成11年新潟県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 1 条</b> (略)</p> <p><u>(合議体を構成する委員の定数)</u></p> <p><b>第 2 条</b> <u>介護保険法第189条第3項の条例で定める数は、3人とする。</u></p> <p><b>第 3 条</b> (略)</p>	<p><b>第 1 条</b> (略)</p> <p><b>第 2 条</b> (略)</p>

(新潟県留置施設視察委員会条例の一部改正)

**第 6 条** 新潟県留置施設視察委員会条例（平成19年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第 1 条</b> この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）<u>第21条第4項</u>の規定に基づき、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員の定数等)</p> <p><b>第 3 条</b> (略)</p> <p><u>2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第 1 条</b> この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）<u>第21条第6項</u>の規定に基づき、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員の定数等)</p> <p><b>第 3 条</b> (略)</p> <p><u>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>

3・4 (略)	3・4 (略)
---------	---------

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

---

新潟県条例第44号

県から市への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号(以下この条において「移動別表細目項等」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号(以下この条において「移動後別表細目項等」という。)が存在する場合には当該移動別表細目項等を当該移動後別表細目項等とし、移動別表細目項等に対応する移動後別表細目項等が存在しない場合には当該移動別表細目項等(以下この条において「削除別表細目項等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の項及び号の表示並びに削除別表細目項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 県民生活・環境部関係		(3) 県民生活・環境部関係	
事	市町村	事	市町村
(略)		(略)	
7 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年新潟県条例第42号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)	長岡市、三条市、柏崎市、 <u>新発田市</u> 、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、燕市、佐渡市及び南魚沼市	7 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年新潟県条例第42号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)	長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、燕市、佐渡市及び南魚沼市
(略)		(略)	
10 自然公園法(昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(国定公園及び自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)附則第3項に規定する指定区域(以下この項において「指定区域」という。)に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	国定公園に指定された地域又は指定区域である地域を管轄する市町	10 自然公園法(昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(国定公園及び自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)附則第3項に規定する指定区域(以下この項において「指定区域」という。)に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	国定公園に指定された地域又は指定区域である地域を管轄する市町
(1)~(34) (略)		(1)~(34) (略)	



	村(新潟市、三条市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、胎内市、湯沢町及び関川村を除く。)		村(三条市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、胎内市、湯沢町及び関川村を除く。)
(略)		(略)	
12 自然公園法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(国定公園に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(65) (略)	新潟市、三条市、柏崎市、上越市及び佐渡市	12 自然公園法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(国定公園に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(65) (略)	三条市、柏崎市、上越市及び佐渡市
(略)		(略)	
22 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) (略)	各市町村(新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、村上市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、阿賀町及び湯沢町を除く。)	22 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) (略)	各市町村(新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、阿賀野市、佐渡市、阿賀町及び湯沢町を除く。)

23 浄化槽法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
 (1)～(20) (略)

長 岡  
 市、三  
 条市、  
 柏 崎  
 市、十  
 日 町  
 市、見  
附市、  
村 上  
市、五  
泉市、  
 阿賀野  
 市、佐  
 渡市、  
 阿賀町  
 及び湯  
 沢町

23 浄化槽法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
 (1)～(20) (略)

長 岡  
 市、三  
 条市、  
 柏 崎  
 市、十  
 日 町  
 市、阿  
 賀 野  
 市、佐  
 渡市、  
 阿賀町  
 及び湯  
 沢町

(4) 防災局関係

事 務	市町村
1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(煙火の消費に係るものに限る。) (1)～(11) (略)	長 岡 市、新 発 田 市、小 千 谷 市、加 茂市、 十日町 市、村 上市、 燕市、 糸魚川 市、妙 高市、 五 泉 市、上 越市、 佐 渡 市、魚 沼市、 聖 籠 町、弥 彦村及 び津南 町
2 火薬類取締法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(61) (略)	新 潟 市、三 条市、 <u>柏 崎</u> <u>市</u> 、 <u>見</u>

(4) 防災局関係

事 務	市町村
1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(煙火の消費に係るものに限る。) (1)～(11) (略)	長 岡 市、 <u>柏</u> <u>崎</u> 市、 新発田 市、小 千 谷 市、加 茂市、 十日町 市、村 上市、 燕市、 糸魚川 市、妙 高市、 五 泉 市、上 越市、 佐 渡 市、魚 沼市、 聖 籠 町、弥 彦村及 び津南 町
2 火薬類取締法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(61) (略)	新 潟 市、三 条市、 見 附 市、阿

	附市、阿賀野市及び胎内市
(略)	
6 武器等製造法(昭和28年法律第145号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(17) (略)	三条市、柏崎市及び胎内市
(略)	
(5) 福祉保健部関係	
事 務	市町村
(略)	
1の5 社会福祉法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第2条第3項第4号に規定する老人福祉センターを経営する事業に係るものに限る。) (1)～(3) (略) (4) 法第72条第1項の規定による制限及び命令 (5) 法第72条第2項の規定による制限及び命令 (6) (略)	見 附市、村上市及び五泉市
(略)	
2 介護保険法(以下この項において「法」という。)並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第65号)、 <u>新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第62号)</u> 及び <u>新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(平成25年新潟県条例第47号)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(44) (略)	(略)
3 (略)	(略)
3の2 理容師法(昭和22年法律第234号。以下この項において「法」という。)及び新潟県理容師法施行条例(平成11年新潟県条例第54号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	三条市

	賀野市及び胎内市
(略)	
6 武器等製造法(昭和28年法律第145号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(17) (略)	三条市及び胎内市
(略)	
(5) 福祉保健部関係	
事 務	市町村
(略)	
1の5 社会福祉法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第2条第3項第4号に規定する老人福祉センターを経営する事業に係るものに限る。) (1)～(3) (略) (4) 法第72条第1項の規定による制限、命令及び許可の取消し (5) 法第72条第2項の規定による制限、命令及び許可の取消し (6) (略)	五泉市
(略)	
2 介護保険法(以下この項において「法」という。)並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第65号)及び <u>新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第62号)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(44) (略)	(略)
3 (略)	(略)

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第11条第1項の規定による開設の届出の受理</li> <li>(2) 法第11条第2項の規定による変更又は廃止の届出の受理</li> <li>(3) 法第11条の2の規定による検査及び確認</li> <li>(4) 法第11条の3第2項の規定による地位の承継の届出の受理</li> <li>(5) 法第13条第1項の規定による立入検査</li> <li>(6) 法第14条の規定による命令</li> <li>(7) 条例第4条第2項の規定による出張して業を行う場合の届出の受理</li> <li>(8) 条例第4条第3項の規定による出張業務携帯票の交付</li> <li>(9) 条例第4条第5項の規定による出張業務携帯票の紛失等の届出の受理及び再交付</li> <li>(10) 条例第4条第6項の規定による変更の届出の受理</li> <li>(11) 条例第4条第7項の規定による出張業務携帯票の書換え</li> <li>(12) 条例第4条第8項の規定による廃止等の届出の受理</li> <li>(13) 条例第6条の規定による停止又は再開の届出の受理</li> </ul>			
<p>4 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>4 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>4の2 興行場法(昭和23年法律第137号。以下この項において「法」という。)、新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例(昭和59年新潟県条例第46号)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第2条第1項の規定による興行場営業の許可</li> <li>(2) 法第2条の2第2項の規定による地位の承継の届出の受理</li> <li>(3) 法第5条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</li> <li>(4) 法第6条の規定による許可の取消し又は命令</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</li> </ul>	<p>三条市</p>		
<p>5 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>5 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5の2 美容師法(昭和32年法律第163号。以下この項において「法」とい</p>	<p>三条市</p>		

<p>う。)及び新潟県美容師法施行条例(平成11年新潟県条例第57号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第11条第1項の規定による開設の届出の受理</p> <p>(2) 法第11条第2項の規定による変更又は廃止の届出の受理</p> <p>(3) 法第12条の規定による検査及び確認</p> <p>(4) 法第12条の2第2項の規定による地位の承継の届出の受理</p> <p>(5) 法第14条第1項の規定による立入検査</p> <p>(6) 法第15条の規定による命令</p> <p>(7) 条例第4条第2項の規定による出張して業を行う場合の届出の受理</p> <p>(8) 条例第4条第3項の規定による出張業務携帯票の交付</p> <p>(9) 条例第4条第5項の規定による出張業務携帯票の紛失等の届出の受理及び再交付</p> <p>(10) 条例第4条第6項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(11) 条例第4条第7項の規定による出張業務携帯票の書換え</p> <p>(12) 条例第4条第8項の規定による廃止等の届出の受理</p> <p>(13) 条例第6条の規定による停止又は再開の届出の受理</p>			
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>12 社会福祉法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第2条第3項第2号に規定する放課後児童健全育成事業に係るものに限る。)</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>長岡市、三条市、柏崎市、新潟市、小千谷市、加茂市、<u>上越市</u>、魚沼市、南魚沼市及び聖籠町</p>	<p>12 社会福祉法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第2条第3項第2号に規定する放課後児童健全育成事業に係るものに限る。)</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>長岡市、三条市、柏崎市、新潟市、小千谷市、加茂市、魚沼市、南魚沼市及び聖籠町</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>(6) 産業労働観光部関係</p>		<p>(6) 産業労働観光部関係</p>	

事 務	市町村	事 務	市町村
1 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）並びに企業組合に係るものに限る。） (1)～(39) (略)	三 条 市、加 茂 市、見 附 市、 <u>妙 高 市</u> 及 び 佐 渡 市	1 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）並びに企業組合に係るものに限る。） (1)～(39) (略)	三 条 市、加 茂 市、見 附 市 及 び 佐 渡 市
(略)		(略)	
2 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(4) (略)	長岡市	2 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(4) (略)	<u>新 潟 市</u> 、 <u>長 岡 市</u> 、 <u>村 上 市</u> 及 び <u>妙 高 市</u>
3 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(11) (略)	<u>新 潟 市</u> 、 <u>三 条 市</u> 、 <u>柏 崎 市</u> 、 <u>加 茂 市</u> 、 <u>十 日 町 市</u> 、 <u>村 上 市</u> 及 び <u>妙 高 市</u>	3 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(11) (略)	三 条 市、 <u>柏 崎 市</u> 、 <u>加 茂 市</u> 及 び <u>十 日 町 市</u>
3の2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する協業組合並びに2以上の市町村の区域に係る事業協同組合及び事業協同小組合に係るものを除く。） (1)～(22) (略)	三 条 市、加 茂 市、見 附 市、 <u>妙 高 市</u> 及 び 佐 渡 市	3の2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する協業組合並びに2以上の市町村の区域に係る事業協同組合及び事業協同小組合に係るものを除く。） (1)～(22) (略) <u>(23) 法第101条の2第2項の規定による命令、認可又は承認をしたときの通知</u>	三 条 市、加 茂 市、見 附 市 及 び 佐 渡 市
(略)		(略)	
6 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(26) (略)	三 条 市、 <u>見 附 市</u> 及 び 佐 渡 市	6 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(26) (略)	三 条 市 及 び 佐 渡 市
6の2 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第37条第2項の規定による変更の届出の受理	三 条 市、 <u>見 附 市</u> 及 び 佐 渡 市	6の2 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第37条第2項の規定による変更の届出の受理	三 条 市 及 び 佐 渡 市

	市
(略)	
(7) 農林水産部関係	
事	市町村
(略)	
3 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(6) (略)	新 潟 市、長 岡市、 三 条 市、柏 崎市、 新発田 市、十 日 町 市、見 附市、 村 上 市、燕 市、糸 魚 川 市、妙 高市、 五 泉 市、上 越市、 阿賀野 市、佐 渡市、 胎 内 市、聖 籠町、 弥 彦 村、出 雲 崎 町、湯 沢町、 津南町 及び刈 羽村
(略)	
10 (略)	(略)
11 分収林特別措置法(昭和33年法律第57号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1) 法第3条の規定による契約の締結のあつせん (2) 法第5条第1項の規定による募集等の届出の受理	三 条 市、十 日 町 市、見 附市及 び妙高 市

(略)	
(7) 農林水産部関係	
事	市町村
(略)	
3 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(6) (略)	新 潟 市、長 岡市、 三 条 市、柏 崎市、 新発田 市、十 日 町 市、見 附市、 村 上 市、燕 市、糸 魚 川 市、五 泉市、 上 越 市、阿 賀 野 市、佐 渡市、 胎 内 市、聖 籠町、 弥 彦 村、出 雲 崎 町、湯 沢町、 津南町 及び刈 羽村
(略)	
10 (略)	(略)

<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 法第5条第2項の規定による変更の届出の受理</li> <li>(4) 法第6条第1項の規定による勧告</li> <li>(5) 法第6条第2項の規定による公表</li> <li>(6) 法第7条第2項の規定による勧告</li> <li>(7) 法第7条第3項において準用する法第6条第2項の規定による公表</li> <li>(8) 法第8条の規定による報告の徴収</li> </ul>			
<p>12 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>11 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>13 森林組合法（昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第98条の6の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任</li> <li>(2) 法第99条の9第3項の規定による意見の陳述及び調査</li> <li>(3) 法第99条の9第4項の規定による意見の陳述</li> <li>(4) 法第99条の10の規定による清算結了の届出の受理</li> <li>(5) 法第100条第2項において準用する法第61条第2項の規定による定款の変更の認可</li> <li>(6) 法第100条第2項において準用する法第61条第4項の規定による定款の変更の届出の受理</li> <li>(7) 法第100条第3項において準用する法第78条第1項の規定による設立の認可</li> <li>(8) 法第100条第3項において準用する法第78条第2項（法第100条第2項において準用する法第61条第3項並びに法第100条第4項において準用する法第83条第3項及び法第84条第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告書の要求</li> <li>(9) 法第100条第3項において準用する法第80条第1項（法第100条第2項において準用する法第61条第3項並びに法第100条第4項において準用する法第83条第3項及</li> </ul>	<p>三 条 市、十 日 町 市、見 附市及 び妙高 市</p>		



<p>び法第84条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知</p> <p>(10) 法第100条第4項において準用する法第83条第2項の規定による解散の認可</p> <p>(11) 法第100条第4項において準用する法第83条第5項の規定による解散の届出の受理</p> <p>(12) 法第100条第4項において準用する法第84条第2項の規定による合併の認可</p> <p>(13) 法第110条第1項の規定による報告又は資料の徴収(生産森林組合に係るものに限る。次号から第19号までにおいて同じ。)</p> <p>(14) 法第111条第1項、第2項及び第4項の規定による検査</p> <p>(15) 法第113条の規定による命令</p> <p>(16) 法第114条の規定による解散の命令</p> <p>(17) 法第114条の2第1項の規定による解散の命令に係る官報への掲載</p> <p>(18) 法第115条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による総会の議決等の取消し</p> <p>(19) 法第117条の規定による助言、指導等</p> <p>(20) 前各号に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>											
<p>14 森林法(昭和26年法律第249号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>三 条 市、<u>見 附市、</u><u>妙高市</u>及び佐渡市</p>	<p>12 森林法(昭和26年法律第249号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>三条市及び佐渡市</p>								
<p>(8) 農地部関係</p>		<p>(8) 農地部関係</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		
事 務	市町村										
(略)											
事 務	市町村										
(略)											
<p>2 農地法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(13) (略)</p>	<p>長 岡 市、三 条 市、柏 崎 市、十 日 町 市、見 附市、</p>	<p>2 農地法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(13) (略)</p>	<p>長 岡 市、三 条 市、柏 崎 市、十 日 町 市、見 附市、</p>								

	燕市、糸魚川市、 <u>妙高市</u> 、五泉市、 <u>上越市</u> 、阿賀野市、弥彦村、出雲崎町、津南町、刈羽村及び関川村		燕市、糸魚川市、五泉市、阿賀野市、弥彦村、出雲崎町、津南町、刈羽村及び関川村
(略)		(略)	
(9) 土木部関係		(9) 土木部関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
5の2 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(27) (略)	三 条 市、加茂市、十日町市、 <u>見附市</u> 、佐渡市及び湯沢町	5の2 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(27) (略)	三 条 市、加茂市、十日町市、佐渡市及び湯沢町
(略)		(略)	
18 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第17条第1項の規定による計画の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付 (2) 法第18条第1項の規定による計画変更の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付	(略)	18 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第8条第1項の規定による計画の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付 (2) 法第9条第1項の規定による計画変更の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付	(略)

(新潟県屋外広告物条例の一部改正)

**第2条** 新潟県屋外広告物条例(平成7年新潟県条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(事務処理の特例) <b>第37条の3</b> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	(事務処理の特例) <b>第37条の3</b> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(29) (略)	三 条 市、 <u>見 附市</u> 、 <u>佐 渡 市</u> 、 <u>湯 沢 町</u> 及 び <u>刈 羽 村</u>	2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(29) (略)	三 条 市、 <u>佐 渡 市</u> 、 <u>湯 沢 町</u> 及 び <u>刈 羽 村</u>
(略)		(略)	

(新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正)

**第3条** 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第11条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)</td> <td>長 岡 市、三 条 市、<u>柏 崎 市</u>、<u>新 発 田 市</u>、<u>小 千 谷 市</u>、<u>加 茂 市</u>、<u>十 日 町 市</u>、<u>見 附 市</u>、<u>村 上 市</u>、<u>糸 魚 川 市</u>、<u>妙 高 市</u>、<u>五 泉 市</u>、<u>上 越 市</u>、<u>佐 渡 市</u>、<u>魚 沼 市</u>、<u>南 魚 沼</u></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長 岡 市、三 条 市、 <u>柏 崎 市</u> 、 <u>新 発 田 市</u> 、 <u>小 千 谷 市</u> 、 <u>加 茂 市</u> 、 <u>十 日 町 市</u> 、 <u>見 附 市</u> 、 <u>村 上 市</u> 、 <u>糸 魚 川 市</u> 、 <u>妙 高 市</u> 、 <u>五 泉 市</u> 、 <u>上 越 市</u> 、 <u>佐 渡 市</u> 、 <u>魚 沼 市</u> 、 <u>南 魚 沼</u>	<p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第11条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)</td> <td>長 岡 市、三 条 市、<u>柏 崎 市</u>、<u>小 千 谷 市</u>、<u>加 茂 市</u>、<u>十 日 町 市</u>、<u>見 附 市</u>、<u>村 上 市</u>、<u>糸 魚 川 市</u>、<u>五 泉 市</u>、<u>上 越 市</u>、<u>佐 渡 市</u>、<u>魚 沼 市</u>、<u>南 魚 沼 市</u>、<u>聖 籠 町</u>、<u>湯 沢</u></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長 岡 市、三 条 市、 <u>柏 崎 市</u> 、 <u>小 千 谷 市</u> 、 <u>加 茂 市</u> 、 <u>十 日 町 市</u> 、 <u>見 附 市</u> 、 <u>村 上 市</u> 、 <u>糸 魚 川 市</u> 、 <u>五 泉 市</u> 、 <u>上 越 市</u> 、 <u>佐 渡 市</u> 、 <u>魚 沼 市</u> 、 <u>南 魚 沼 市</u> 、 <u>聖 籠 町</u> 、 <u>湯 沢</u>
事 務	市町村								
精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長 岡 市、三 条 市、 <u>柏 崎 市</u> 、 <u>新 発 田 市</u> 、 <u>小 千 谷 市</u> 、 <u>加 茂 市</u> 、 <u>十 日 町 市</u> 、 <u>見 附 市</u> 、 <u>村 上 市</u> 、 <u>糸 魚 川 市</u> 、 <u>妙 高 市</u> 、 <u>五 泉 市</u> 、 <u>上 越 市</u> 、 <u>佐 渡 市</u> 、 <u>魚 沼 市</u> 、 <u>南 魚 沼</u>								
事 務	市町村								
精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長 岡 市、三 条 市、 <u>柏 崎 市</u> 、 <u>小 千 谷 市</u> 、 <u>加 茂 市</u> 、 <u>十 日 町 市</u> 、 <u>見 附 市</u> 、 <u>村 上 市</u> 、 <u>糸 魚 川 市</u> 、 <u>五 泉 市</u> 、 <u>上 越 市</u> 、 <u>佐 渡 市</u> 、 <u>魚 沼 市</u> 、 <u>南 魚 沼 市</u> 、 <u>聖 籠 町</u> 、 <u>湯 沢</u>								

	市、聖籠町、湯沢町、津南町、関川村及び粟島浦村
	町、津南町、関川村及び粟島浦村

(新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

**第4条** 新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年新潟県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項を次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
<b>別表（第2条関係）</b>		<b>別表（第2条関係）</b>	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
3 (略)	(略)	3 (略)	(略)
4 博物館法（昭和26年法律第285号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第10条の規定による博物館の登録 (2) 法第12条の規定による通知 (3) 法第13条第1項の規定による変更の届出の受理 (4) 法第13条第2項の規定による変更登録 (5) 法第14条第1項の規定による登録の取消し (6) 法第14条第2項の規定による通知 (7) 法第15条第1項の規定による廃止の届出の受理 (8) 法第15条第2項の規定による登録の抹消 (9) 法第27条第1項の規定による報告の徴収 (10) 法第27条第2項の規定による指導又は助言 (11) 法第29条の規定による指定 (12) 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下この項において「省令」という。）第21条の規定による報告の受理 (13) 省令第23条の規定による報告の徴収	新潟市		

(14) 省令第24条の規定による指定 の取消し			
<u>5</u> (略)	(略)	<u>4</u> (略)	(略)

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第9号の表18の項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に理容師法（昭和22年法律第234号）、興行場法（昭和23年法律第137号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、武器等製造法（昭和28年法律第145号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、美容師法（昭和32年法律第163号）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）及び中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）並びに新潟県屋外広告物条例、新潟県理容師法施行条例（平成11年新潟県条例第54号）及び新潟県美容師法施行条例（平成11年新潟県条例第57号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

新潟県条例第45号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(災害派遣手当等)</p> <p><b>第27条の6</b> 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項の規定に基づき、災害応急対策若しくは災害復旧のため派遣された職員又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項の規定に基づき、復興計画の作成等のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要するものには、災害派遣手当を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>別表第1</b> (第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u>(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p><b>別表第2</b> (第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">公安職給料表</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u>(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p><b>別表第3</b> (第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">教育職給料表</p> <p>イ 教育職給料表(二)</p>	<p>(災害派遣手当等)</p> <p><b>第27条の6</b> 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要するものには、災害派遣手当を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>別表第1</b> (第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u>(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p><b>別表第2</b> (第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">公安職給料表</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u>(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p><b>別表第3</b> (第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">教育職給料表</p> <p>イ 教育職給料表(二)</p>

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級84号給以上若しくは2級48号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,700円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に100分の98.97(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

ロ 教育職給料表(三)

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級61号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,500円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に100分の98.97(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

## 別表第4(第6条関係)

## 医療職給料表

イ (略)

ロ 医療職給料表(二)

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.97(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたとき

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級84号給以上若しくは2級48号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,700円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に100分の98.91(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

ロ 教育職給料表(三)

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級61号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,500円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に100分の98.91(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

## 別表第4(第6条関係)

## 医療職給料表

イ (略)

ロ 医療職給料表(二)

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.91(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたとき

<p>はこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p>ハ 医療職給料表 (三) (略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p><b>別表第5</b> (第6条関係) 研究職給料表 (略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p><b>別表第6</b> (第6条関係) 福祉職給料表 (略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p>	<p>はこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p>ハ 医療職給料表 (三) (略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p><b>別表第5</b> (第6条関係) 研究職給料表 (略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p><b>別表第6</b> (第6条関係) 福祉職給料表 (略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p>
---	---

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

**第2条** 市町村立学校職員の給与に関する条例 (昭和30年新潟県条例第61号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第1</b> (第5条関係) 教育職給料表 イ 教育職給料表 (一)</p>	<p><b>別表第1</b> (第5条関係) 教育職給料表 イ 教育職給料表 (一)</p>



(略)

備考

(1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級84号給以上若しくは2級48号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,700円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に100分の98.97(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

ロ 教育職給料表(二)

(略)

備考

(1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級61号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,500円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に100分の98.97(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

## 別表第2(第5条関係)

学校栄養職給料表

(略)

備考

(1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.97(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

(略)

備考

(1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級84号給以上若しくは2級48号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,700円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に100分の98.91(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

ロ 教育職給料表(二)

(略)

備考

(1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級61号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,500円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に100分の98.91(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

## 別表第2(第5条関係)

学校栄養職給料表

(略)

備考

(1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.91(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

<p><b>別表第3</b> (第5条関係) 行政職給料表 (略) 備考 (1) (略) (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p>	<p><b>別表第3</b> (第5条関係) 行政職給料表 (略) 備考 (1) (略) (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p>
---	---

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第3条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年新潟県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与に関する特例) <b>第5条</b> 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。 (略) 備考 この表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。 2～6 (略)</p>	<p>(給与に関する特例) <b>第5条</b> 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。 (略) 備考 この表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。 2～6 (略)</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第4条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年新潟県条例第55号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与に関する特例) <b>第7条</b> 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 (略) 備考 この表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。 2～5 (略)</p>	<p>(給与に関する特例) <b>第7条</b> 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 (略) 備考 この表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。 2～5 (略)</p>

**附 則**

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中一般職の職員の給与に関する条例第27条の6の改正は、公布の日から施行する。  
(平成26年4月1日における号給の調整)
- 平成26年4月1日における職員の号給を、平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日における昇給その他号給の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める号給とする。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額を、当該号給に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第3条第2項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。  
（人事委員会への委任）
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
-

新潟県条例第46号

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例及び新潟県災害救助条例の一部を改正する条例

(災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部改正)

**第1条** 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年新潟県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(障害補償)</p> <p><b>第6条</b> 従事者の負傷又は疾病が治つた場合において、<u>次項に規定する障害等級に該当する程度の身体障害が存するときは、障害補償を行う。</u></p> <p><u>2 障害等級は、その身体障害の程度に応じて重度のものから順に、第1級から第14級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する身体障害は、災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令(平成25年内閣府令第68号)別表の例による。</u></p> <p><u>3 障害補償の額は、次の各号に掲げる障害等級(前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。)に応じ、支給基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 第1級 1,340</u>  <u>(2) 第2級 1,190</u>  <u>(3) 第3級 1,050</u>  <u>(4) 第4級 920</u>  <u>(5) 第5級 790</u>  <u>(6) 第6級 670</u>  <u>(7) 第7級 560</u>  <u>(8) 第8級 450</u>  <u>(9) 第9級 350</u>  <u>(10) 第10級 270</u>  <u>(11) 第11級 200</u>  <u>(12) 第12級 140</u>  <u>(13) 第13級 90</u>  <u>(14) 第14級 50</u></p> <p><u>4 障害等級に該当する程度の身体障害が2以上ある場合の障害等級は、最も重い身体障害に応ずる障害等級による。</u></p> <p><u>5 次に掲げる場合の障害等級は、前項の規定にか</u></p>	<p>(障害補償)</p> <p><b>第6条</b> 従事者の負傷又は疾病が治つた場合において、<u>別表に定める等級に該当する障害が存するときは、障害補償として、同表に定める等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。</u></p> <p><u>2 別表に定める等級に該当する障害が2以上ある場合の障害の等級は、最も重い障害に応ずる等級による。</u></p> <p><u>3 次に掲げる場合の障害の等級は、前項の規定に</u></p>

<p>かわらず、次の各号のうち従事者に最も有利なものによる。</p> <p>(1) 第13級以上に該当する<u>身体障害</u>が2以上ある場合には、最も重い<u>身体障害</u>に応ずる<u>障害等級</u>より1級上位の<u>障害等級</u></p> <p>(2) 第8級以上に該当する<u>身体障害</u>が2以上ある場合には、最も重い<u>身体障害</u>に応ずる<u>障害等級</u>より2級上位の<u>障害等級</u></p> <p>(3) 第5級以上に該当する<u>身体障害</u>が2以上ある場合には、最も重い<u>身体障害</u>に応ずる<u>障害等級</u>より3級上位の<u>障害等級</u></p> <p>6 前項の規定による障害補償の額は、それぞれの<u>身体障害</u>に応ずる<u>障害等級</u>による障害補償の額を合算した額を<u>超えてはならない</u>。</p> <p>7 <u>既に身体障害</u>のある従事者が、負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の額から従前の障害に応ずる<u>障害等級</u>による障害補償の額を差し引いた額をもつて障害補償の額とする。</p>	<p>かわらず、次の各号のうち従事者に最も有利なものによる。</p> <p>(1) 第13級以上に該当する<u>障害</u>が2以上ある場合には、最も重い<u>障害</u>に応ずる<u>等級</u>より1級上位の<u>等級</u></p> <p>(2) 第8級以上に該当する<u>障害</u>が2以上ある場合には、最も重い<u>障害</u>に応ずる<u>等級</u>より2級上位の<u>等級</u></p> <p>(3) 第5級以上に該当する<u>障害</u>が2以上ある場合には、最も重い<u>障害</u>に応ずる<u>等級</u>より3級上位の<u>等級</u></p> <p>4 前項の規定による障害補償の額は、それぞれの<u>障害</u>に応ずる<u>等級</u>による障害補償の額を合算した額を<u>こえてはならない</u>。</p> <p>5 <u>すでに障害</u>のある従事者が、負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の額から従前の障害に応ずる<u>等級</u>による障害補償の額を差し引いた額をもつて障害補償の額とする。</p> <p><b>別表</b> (第6条関係) (略)</p>
--	--

(新潟県災害救助条例の一部改正)

**第2条** 新潟県災害救助条例(昭和39年新潟県条例第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第6条</b> 県は、市町村が条例又は規則を設け、災害に際して応急的に必要な救助を行つた場合は、その被害が第2条の規定による規模に達しない場合又はその救助が第3条の規定による種類以外のものであつても、救助の種類及び程度について法及び法の規定に基づく命令に定める範囲内において行われたときには、その救助に要した費用の100分の50を負担することができる。この場合において、第3条第1項第3号及び第4号並びに法第4条第1項第7号及び災害救助法施行令(昭和22年政令第225号) <u>第2条第2号</u>の救助については、生活困窮者を対象として行われた場合に限るものとする。</p>	<p><b>第6条</b> 県は、市町村が条例又は規則を設け、災害に際して応急的に必要な救助を行つた場合は、その被害が第2条の規定による規模に達しない場合又はその救助が第3条の規定による種類以外のものであつても、救助の種類及び程度について法及び法の規定に基づく命令に定める範囲内において行われたときには、その救助に要した費用の100分の50を負担することができる。この場合において、第3条第1項第3号及び第4号並びに法第4条第1項第7号及び災害救助法施行令(昭和22年政令第225号) <u>第8条第2号</u>の救助については、生活困窮者を対象として行われた場合に限るものとする。</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

## 新潟県条例第47号

新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第3章 運営に関する基準（第7条—第33条）
- 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第34条）
- 第5章 雑則（第35条）

## 附則

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに法第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に関する基準を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準)

**第3条** 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。

(基本方針)

**第4条** 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

## 第2章 人員に関する基準

(従業者)

**第5条** 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの（以下第6条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。）を規則で定める員数置かなければならない。

(管理者)

**第6条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
  - (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

## 第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第7条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
- 4 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- （提供拒否の禁止）
- 第8条** 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。
- （サービス提供困難時の対応）
- 第9条** 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
- （受給資格等の確認）
- 第10条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- （要介護認定の申請に係る援助）
- 第11条** 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。
- （身分を証する書類の携行）
- 第12条** 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
- （利用料等の受領）
- 第13条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

**第14条** 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

**第15条** 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

**第16条** 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならないこと。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めなければならないこと。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならないこと。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならないこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならないこと。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならないこと。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならないこと。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者



等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

- (13) 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこと。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (15) 第3号から第11号までの規定は、第12号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (16) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。
- (17) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。
- (18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならないこと。
- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うこと。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないこと。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならないこと。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならないこと。
- (23) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならないこと。
- (24) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。
- (25) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないこと。
- （法定代理受領サービスに係る報告）

**第17条** 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費（同条第4項に規定する居宅介護サービス費をいう。以下同じ。）が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指

定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスに係る同条第3項に規定する特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

- 第18条** 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

- 第19条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

- 第20条** 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

- 第21条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保）

- 第22条** 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（設備及び備品等）

- 第23条** 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

- 第24条** 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（掲示）

- 第25条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

- 第26条** 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

**第27条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

**第28条** 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

**第29条** 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

**第30条** 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

**第31条** 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

**第32条** 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備

し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第16条第12号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
  - ア 居宅サービス計画
  - イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
  - ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
  - エ 第16条第13号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(暴力団等の排除)

**第33条** 指定居宅介護支援事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

**第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準**  
(準用)

**第34条** 第4条、第2章及び第3章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第34条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

**第5章 雑則**  
(委任)

**第35条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)
- 2 新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p><b>第14条</b> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年新潟県条例第47号）第16条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p><b>第14条</b> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>

新潟県条例第48号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例（昭和48年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前								
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）								
試験、検査等の種類			手数料の額		試験、検査等の種類			手数料の額					
			単位	金額				単位	金額				
(略)					(略)								
3	(1)	(略)			1 試料	当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額	3	(1)	(略)				
		強度試験	ウ 硬さ試験	(略)					(略)	強度試験	ウ 硬さ試験	(略)	(略)
			(ア) (略)	(略)					(略)		(イ) (略)	(略)	(略)
			(イ) (略)	(略)					(略)		(イ) (略)	(略)	(略)
			(略)	(略)					(略)		(略)	(略)	(略)
エ 超微小硬さ試験			エ 疲労試験	(略)									
(略)					(略)								
備考 (略)					備考 (略)								

附 則

この条例は、平成26年1月4日から施行する。

## 新潟県条例第49号

新潟県水源地域の保全に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、水源地域の保全に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、土地所有者等及び事業者の責務を明らかにするとともに、水源地域における土地所有権等の移転等について事前届出制度を設けること等により、森林の有する水源涵養機能の維持増進に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「水源地域」とは、第9条第2項の規定により指定された区域をいう。

2 この条例において「土地所有権等」とは、水源地域内の土地の所有権若しくは地上権、地役権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利をいう。

3 この条例において「土地所有者等」とは、土地所有権等を有する者をいう。

(基本理念)

**第3条** 水源地域の保全は、森林の有する水源涵養機能が水資源の供給に重要な役割を果たしていること並びに水資源が県民生活及び地域経済を支えていることに鑑み、県、県民、土地所有者等、事業者及び市町村の相互の連携及び協力の下に、水源涵養機能の維持及び増進に資するよう行われなければならない。

(県の責務)

**第4条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水源地域の保全に関する施策を効果的に推進するものとする。

(県民の責務)

**第5条** 県民は、基本理念にのっとり、水源地域の保全に対する理解を深め、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等及び事業者の責務)

**第6条** 土地所有者等及び事業者は、基本理念にのっとり、水源地域の保全に支障を及ぼさないように土地を利用するとともに、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

**第7条** 県は、市町村との連携により水源地域の保全に関する施策を推進するとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対して必要な協力を要請するものとする。

(情報の提供等)

**第8条** 県は、水源地域の保全に対する県民等の理解が深まり、水源地域の保全に関する施策への協力が促進されるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水源地域の指定)

**第9条** 知事は、水源地域の指定に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、基本指針に沿って、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林のうち、水源涵養機能の維持増進を図ることが必要な区域を水源地域として指定することができる。

3 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かななければならない。

4 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間、公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る区域の土地所有者等及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、規則で定めるところにより、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

- 6 知事は、前項の規定により、縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者の意見を聴取するものとする。
- 7 知事は、水源地域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 8 水源地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 9 第3項から前項までの規定は、水源地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(土地所有権等の移転等の届出)

**第10条** 土地所有者等は、当該土地所有権等の移転又は設定をする契約（予約を含む。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
  - (3) 土地売買等の契約に係る土地所有権等の種別及び内容
  - (4) 土地売買等の契約を締結しようとする年月日
  - (5) 土地売買等の契約に係る土地所有権等の移転又は設定の後における土地の利用目的
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。
- (1) 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合
  - (2) 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

3 土地所有者等は、第1項の規定による届出をした後、土地売買等の契約を締結する日までの間において、同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(市町村長への通知等)

**第11条** 知事は、前条第1項又は第3項の規定による届出があったときは、速やかに、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町村の長に通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前条第1項又は第3項の規定による届出に係る土地の利用に関し、当該土地が所在する市町村の長に意見を求めることができる。

(報告の徴収及び立入調査等)

**第12条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第10条第1項又は第3項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）に対し、報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第10条第1項又は第3項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が森林の有する水源涵養機能の維持増進に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言)

**第13条** 知事は、届出者に対し、当該届出に係る土地の利用について、森林の有する水源涵養機能の維持増進を図るために必要な助言を行うことができる。

2 届出者は、前項の助言を受けたときは、当該届出に係る土地所有権等の移転又は設定を受けようとする者に

当該助言の内容を伝達するものとする。

(勧告)

**第14条** 知事は、土地所有者等又は届出者が次の各号のいずれかに該当する場合において、森林の有する水源涵養機能の維持増進を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第10条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第12条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 第12条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

**第15条** 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に従わない者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(罰則)

**第16条** 第10条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

(規則への委任)

**第17条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第16条までの規定は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第10条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日から起算して30日を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。



## 新潟県条例第50号

新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県道路占用料徴収条例（昭和28年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（占用料の額）</p> <p><b>第2条</b> 法第39条第1項に定める占用料の額は、占用の期間（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第19条第1項に規定する占用の期間をいう。以下同じ。）に応じ、別表に定めるところにより算出した額（政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）<u>第4条の5</u>の規定により算定した額を勘案して占用面積1平方メートルにつき1年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。次項において同じ。）とする。この場合において、その額が100円に満たない場合にあつては、100円とする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（占用料の額）</p> <p><b>第2条</b> 法第39条第1項に定める占用料の額は、占用の期間（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第19条第1項に規定する占用の期間をいう。以下同じ。）に応じ、別表に定めるところにより算出した額（政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）<u>第4条の5の2</u>の規定により算定した額を勘案して占用面積1平方メートルにつき1年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。次項において同じ。）とする。この場合において、その額が100円に満たない場合にあつては、100円とする。</p> <p>2・3 （略）</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。